

## 『子どもアドボカシー研究』投稿要項

1. 本誌自由投稿論文欄に投稿される論文は、子どもを権利行使主体と認識する立場から、子どもをめぐる既存の知の問い直しをめざす子どもアドボカシー研究の目的に合致するものである必要がある。
2. 投稿者は子どもアドボカシー学会の会員に限る。ただし、著者が複数の場合、ファーストオナーは会員でなくてはならないが、それ以外は非会員でも可とする。編集委員会から依頼した場合はその限りではない。
3. 投稿論文は、日本語で書かれた未発表のもの（ただし、学会等での研究発表は除く）とする。投稿論文と、内容が重複・類似した、既発表論文または他誌に投稿中の論文がある時は、投稿者は、必ず確定原稿のファイルを添付することとする。編集委員会で協議し、掲載の可否を決定する。
4. 投稿者は、別途定める執筆要項にしたがいエディタ／ワープロで原稿を作成し、そのファイルを提出するものとする。
5. 掲載の可否については、2名のレフェリーによる査読結果を受けて編集委員会が決定する。
6. 掲載が決定した場合は、投稿者は、必要な修正を行なったうえで完成稿を上記同様ファイルで提出することとする。
7. 著者校正は、特別な事情がある場合を除き初校のみとし、原則として誤字・誤植・脱字の訂正以外はこれを認めない。
8. 子どもアドボカシー学会研究倫理規程を遵守すること。すべての区分において、編集委員会で倫理的配慮の確認を行い、修正を求める場合や掲載が認められない場合がある。自由投稿論文については、研究倫理上必要な手続きを経ていることを、本文中で明記すること。
9. 学会誌の区分は以下の通りとする。
  - (1) 特集
  - (2) 自由投稿論文
  - (3) その他
  - (4) VOICE
  - (5) 書評
  - (6) その他、編集委員会が必要と認めたもの
10. (1) に関わる特集は、編集委員会からの依頼論文等によって構成される。編集委員会は、提出された特集論文等の修正に関する参考意見を執筆者に伝えることができる。
11. (2) の自由投稿論文は、査読委員による査読の結果に基づき、編集委員会が修正の指示および採否の決定を行う。なお、投稿論文が学術雑誌掲載に必要な形式要件を充たしていない

い、あるいは記載事項に不備がある場合には、委員会の判断により、『受付不可』とする場合がある。

12. (2) の査読委員は、編集委員会が選定する。
13. (3) のその他は、研究ノート、実践報告、調査報告、現場レポート、エッセイ等によって構成される。
14. (4) の VOICE は、子ども若者の声を中心に、アドボケイトや関係者の声を掲載する。
15. (3) と (4) は、編集委員会が掲載・修正の上再査読・掲載不可を決定する。
16. (5) の書評の対象となる著書および評者は、編集委員会が選定する。